

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償説明会 + 大規模個別相談会

平成25年3月9日（土）

午前10時30分から（開場：午前10時）

東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。
東日本大震災からおよそ2年が経とうとしておりますが、今も多くの方々が
様々な困難に直面しておられます。

そこで横浜弁護士会では最新の情報をもとに、法律の専門家の立場からみ
た、あるべき損害賠償の説明会と、みなさまがそれぞれの立場で如何にすべき
かを弁護士と一緒に考える個別相談会を県内3カ所で開催いたします。
是非お近くの会場へご来場ください。

なお、説明会の詳細な内容は、横浜弁護士会ホームページ及び Twitter 等で
随時更新してまいりますので、是非ご覧ください。



場所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①アトム関内ビル 4階（横浜弁護士会 館から徒歩2分）	JR関内駅 南口より徒歩10分	120名	予約不要
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より 徒歩5分		
②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス (1、2番)市役所前下車、徒歩3分	30名	申し込み制 (テレビ上映)
③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	申し込み制 (テレビ上映)

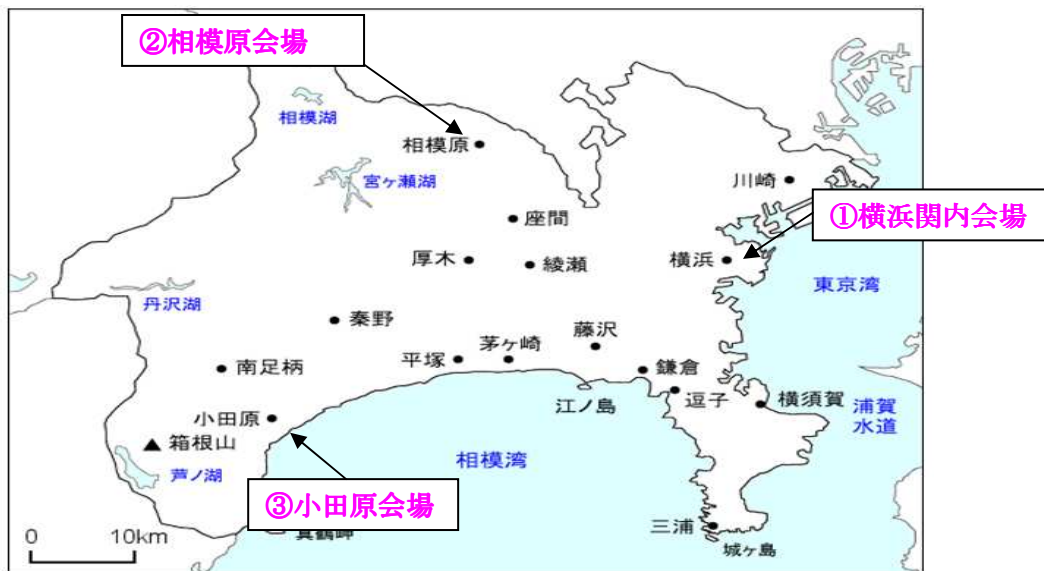
※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場
に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺
いいたします。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。

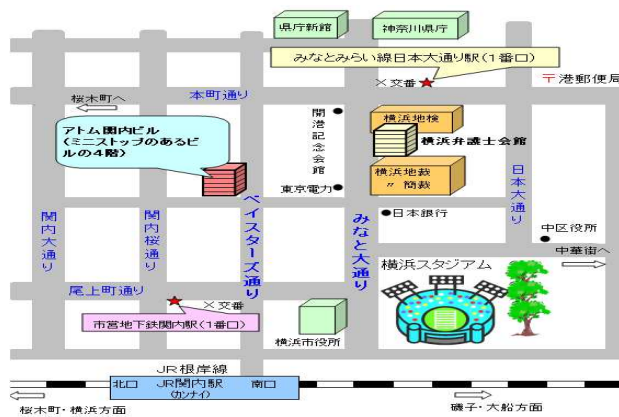


3/9 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内



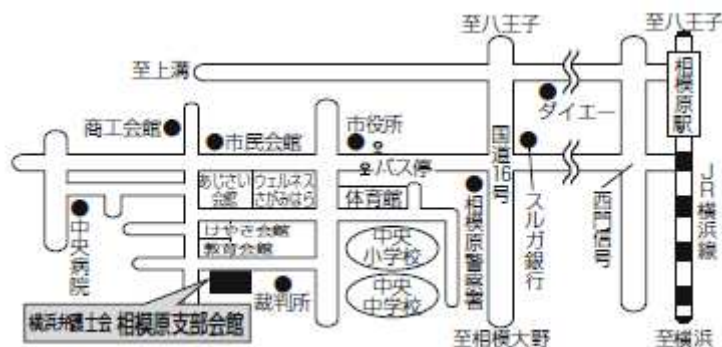
①関内会場（アトム関内ビル）

電話045-211-7711



②相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館）

電話042-751-0958



要予約

③小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館）

電話0465-22-5671



要予約